

明海大学 不動産学部

不動産の不思議

第49回

学生たちの視点と発見

【学生の目】

浦安市を歩いていると電柱に不動産広告が掲載されていた。幹線道路との交差点には、不動産広告を張り付けたカラーコーンも設置されていた。私はこの広告に、

いいよのない不快感を覚えた。

屋外広告の掲示は屋外広告物法に定めがある。同法は、良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危害を防止する法律で、都道府県、政令市、中核市が「条例で広告物の表示等を禁止することができる」（屋外広告物法3条）。浦安市に適用される千



木下 さわこ

大学院博士前期課程1年

品位を汚す広告

景観を損ね治安の悪化に

葉県屋外広告条例では、「電柱又は街灯柱には、はり紙若しくははり札等を表示し、又は広告旗若しくは立看板等を設置してはならず、道路の路面には、広告物を表示してはならない」（5条）とある。市内で見たカラーコーンも電柱広告も条例違反の可能性が高い。

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会の平成25年度事業報告によれば、「屋外広告物法及び同法に基

の仕事をしようと思っ
ている若者として憤り
を感じる。正規広告に
必要となる広告料を節
約し、不法の手段で顧
客を誘導して不当に利
益を得ようとするの
は、低俗で卑怯なやり
方と言わざるを得な
い。しかし、一般消費
者には宅建業法や公正
競争規約のことは分からぬ。

違反広告を出す会社も違法と分か
っているため、社名、代表番号など

るだけでなく、治安の悪化にもつな
がる。一刻も早く倫理観が高く、違法
広告のない時代になってほしいが、

それまでの間、街汚し、不動産
業汚しの行為を許さない仕組み
が必要だ。駐車違反の取り締ま
りのような民間活力を利用した仕組
みなどが検討されてよい。

【教員のコメント】

不動産業が信頼産業として社会か
ら尊敬されるために、順法性は最低
限の要請である。一部の不心得者の
不当利得と比較して不動産業および
社会の逸失利益はあまりに大きい。

不当利得に百倍するペナルティがあ
ってよい。

づく条例に違反する無許可の電柱ビ
ラ等の屋外広告物については、表示
関係の規約に基づき必要な措置を採
る」とあり、不動産の表示に関する
公正競争規約により取り締まりが行
われる。更に、宅地建物取引業法
（以下、宅建業法）が定める取引態
様の明示など、不動産広告に必要な
情報がなく、宅建業法にも違反する。
違法広告は姑息で、将来、不動産

た新人社員らが処罰され、会社には
ダメージが及ばないとも聞く。
違法でも市民が勝手に撤去できな
いことが原則である。前述の取り締
まりが行われるとはいえず、即効性は
疑問だ。違反広告は街の景観を損ね



相変わらず目立つ電柱の違反広告